平成２４年（フ）第３５０号
川崎市高津区子母口135番地１　アメニティ森302
債務者　出口　昌也
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
川崎市宮前区犬蔵２丁目20番２号　サンエイハイツ宮前202、前住所神奈川県大和市西鶴間３丁目13番10号　アイビーハウス鶴間102
債務者　安里　美香
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５９号
川崎市多摩区宿河原３丁目13番11―206号
債務者　小林　克次
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６２号
川崎市高津区明津120番地　ドエルアキモト106
債務者　伊藤　敏和
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
川崎市麻生区万福寺１丁目９番２―303号、前住所川崎市多摩区西生田２丁目15番７号　サンフォレスト302
債務者　土岐真砂美
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
川崎市川崎区日進町９番地12　あまみ荘
債務者　須藤　芳男
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
川崎市多摩区菅野戸呂４番１―306号　メゾンドール多摩
債務者　長森　　潔
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地57　シティハイムアマポーラ102
債務者　冨金原龍志
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７６０号
神奈川県大和市代官３丁目15番地１　大和代官マンションＡ―502号
債務者　庄司　文彦
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８７号
神奈川県鎌倉市浄明寺１丁目２番６号　レオパレス浄明寺204
債務者　西尾　　勉
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０４号
横浜市保土ケ谷区上菅田町498番地６
債務者　菅野　昌典
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９号
熊本県八代市宮地町355番地
債務者　竹上　政義
1　決定年月日時　平成24年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月24日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１６２９号
神奈川県大和市中央６丁目10番15号　ハイツ市川第２―201
債務者　小山　絢香
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３１号
横浜市保土ケ谷区岩井町377番地　京浜ハイヤー株式会社内
債務者　吉田　憲祐
1　決定年月日時　平成24年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部